

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外32名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

証 拠 説 明 書 (27)

令和6年4月17日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 穠 軌

外9名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。なお、被告において、下記の立証趣旨に直接関連する箇所を下線を引いた。

## 記

### 乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地震、地盤、津波等）に関するもの）

乙B第130号証 浜岡原子力発電所の基準地震動について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 令和6年1月12日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- ・ 被告は、南海トラフ検討会の知見を反映し、新規制基準に沿って検討を行い、基準地震動S s を策定したこと
- ・ 基準地震動S s 1の策定に当たっては、南海トラフ検討会による南海トラフ沿いの最大クラスのプレート間地震の断層モデルの基本ケースは、その強震動生成域の応力降下量が東北地方太平洋沖地震の解析結果と比べて大きなものとなっており、被告は同ケースを検討における基本として用いたうえで、更に、短周期の地震動に及ぼす影響が大きい強震動生成域を敷地直下に配置して、地震動評価に支配的なパラメータである強震動生成域の応力降下量及び位置の不確かさと破壊開始点の不確かさとを同時に考慮することにより、敷地に厳しい地震動を与える地震動評価を行っていること
- ・ 被告は、平成21年に発生した駿河湾の地震における本件原子力発電所5号機周辺での地震動の顕著な増幅を踏まえ、この地震動の顕著な増幅を考慮した地震動評価も行い、基準地震動S s 2を策定してい

ること

- ・ 基準地震動  $S_s 1$  は,  $S_s 1-D$  (最大加速度 1 2 0 0 ガル) ,  
 $S_s 1-1$  ないし同 2 3 (最大加速度 1 1 7 3 ガル) ,  $S_s 1-N$   
(最大加速度 1 0 3 4 ガル) の合計 2 5 波としていること
- ・ 基準地震動  $S_s 2$  は,  $S_s 2-D$  (最大加速度 2 0 0 0 ガル) ,  
 $S_s 2-1$  ないし同 2 2 (最大加速度 2 0 9 4 ガル) ,  $S_s 2-N$   
(最大加速度 1 7 6 6 ガル) の合計 2 4 波としていること 等  
(静岡県のホームページに掲載されている。)

乙B第131号証 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1191回  
議事録 (抜粋)

[表紙, 1, 2, 33~36頁]

作成者 原子力規制委員会

作成年月日 令和5年9月29日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 令和5年9月29日の原子力規制委員会の第1191回原子力発電  
所の新規制基準適合性に係る審査会合において, 本件原子力発電所の基  
準地震動  $S_s$  の策定について概ね妥当な検討がなされたと評価されて  
いることを証する。

(原子力規制委員会のホームページからダウンロードした。)

以 上